

大阪市浪速区役所生活支援課 産休代替臨時的任用職員（福祉職員）採用試験要項

令和8年5月11日  
大阪市浪速区役所

1 採用予定者数・受験資格・任用期間

採用予定者数	受験資格	任用期間
1名	<p>社会福祉主事任用資格を有する者又は採用予定日までに取得見込みの者</p> <p>社会福祉主事の任用資格を有するには、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当することを要します。</p> <p>(ア)社会福祉法により、学校教育法に基づく大学(短期大学を含む)において、「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(次頁参照)」を3科目以上履修し、卒業したこと。</p> <p>(イ)社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。</p> <p>(ウ)社会福祉士又は精神保健福祉士。</p>	<p>令和8年7月1日 ～ 令和8年12月31日</p> <p>※延長の可能性があります。 (最大：令和9年3月31日まで)</p>

ρ 上の表の受験資格をみたす者がこの試験を受けることができます。ただし、地方公務員法第16条各号(7ページ参照)に該当する者及び日本国籍を有しない者は受験できません。

## 厚生労働大臣の指定する科目

◎ 昭和25年～昭和56年卒業者
社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身
◎ 昭和56年～平成11年卒業者
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論
◎ 平成11年～平成12年卒業者
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論
◎ 平成12年～現在までの卒業者
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

※指定科目の読替え：上記指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲（「読替え」と呼称）を規定しており、この読替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修されていれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。

平成25年3月28日に社会福祉主事の任用資格の取得に必要な科目の読替え範囲等の一部が改正されましたので、指定科目及び読替え規定については、上記の指定科目や厚生労働省のホームページを参考のうえ、読替えの範囲等を確認してください。

- ①当該改正以前に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとされています。
- ②大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

## 2 口述試験

日時・場所	試験の方法	
令和8年6月9日（火曜日） 午後1時30分集合 浪速区役所7階701会議室 （予定）	口述試験	面接官による質疑応答。
ただし、応募人数により日時・場所について、変更する場合があります。 詳細な時間・場所は、「受験案内」により通知しますので、確認してください。		

最終合格発表 試験結果については、令和8年6月12日（金曜日）に受験者本人あてに通知（発送）します。  
なお、結果については、受験者全員に通知します。

## 3 合格から採用まで

- ① 成績が一定基準以上で上位のものを合格とします。
- ② 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は合格者数が採用予定数を下回る場合があります。
- ③ 試験合格者は大阪市浪速区役所生活支援課臨時的任用職員（福祉職員）・育児休業代替任期付職員（福祉職員）採用候補者名簿〔以下「採用候補者名簿」という〕に、口述試験の得点順で登録されます。
- ④ 採用候補者名簿の登録期間は、名簿登録後から令和8年12月31日までです。
- ⑤ 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が採用予定日以降になる場合や採用がされない場合もあります。
- ⑥ 合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

## 4 受験手続

受験申込については、持参または郵送にて受け付けます。郵送の場合は必ず簡易書留で申込みください。

申込方法	<p><b>【受付期間】</b> 令和8年5月11日（月曜日）から令和8年5月29日（金曜日）まで            &lt; 持参の場合：令和8年5月29日午後5時30分まで &gt;            &lt; 郵送の場合：令和8年5月29日 当日必着 &gt;</p> <p><b>【提出先】</b> 〒556-8501            大阪市浪速区敷津東1-4-20（浪速区役所5階51番窓口）            大阪市浪速区役所生活支援課            ※「臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書した封筒に下記①②③④の書類を入れて送付してください。            なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、郵送料金不足の場合は受け付けません。</p>
------	---

	<p><b>【必要書類】</b></p> <p>※次の書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。</p> <p>①大阪市臨時的任用職員申込書 1通</p> <p>※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。</p> <p>②申し立て書 1通</p> <p>※大阪市臨時的任用職員用申込書及び申し立て書は、本市所定の様式に限ります。</p> <p>※大阪市臨時的任用職員用申込書及び申し立て書は、大阪市浪速区役所ホームページから取得する方法のほか、「7 募集要項・申込書の取得方法」に記載の申込書配布場所で受け取る方法があります。</p> <p>③社会福祉主事任用資格の確認が出来る書類の写し 1通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉主事任用資格証明書又は大学等の履修証明書</li> <li>・社会福祉主事任用講習会受講修了証明書</li> <li>・社会福祉士・精神保健福祉士資格証 等</li> </ul> <p>※大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。</p> <p>④「受験案内」送付用の定型封筒(長形3号) 1通</p> <p>※ <u>必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。</u></p> <p>切手の提出がない場合は、受験案内の送付をしませんので、必ず提出してください。</p>
受験案内の送付	<p>試験時間等の詳細については、令和8年6月3日(水曜日)(予定)に送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。</p> <p>なお、令和8年6月8日(月曜日)午前中までに受験案内が届かない場合は、大阪市浪速区役所生活支援課あてに連絡してください。</p>

## 5 従事する職務等

職務内容
<p>浪速区役所生活支援課に勤務し、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする生活保護法等に基づく、ケースワーク業務。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護決定</li> <li>・訪問・調査</li> <li>・指導・指示 等</li> </ul> <p>※窓口業務・電話対応・パソコン入力業務なども含まれます。</p>

臨時的任用職員及び任期付職員の採用は、公務員に関する基本原則(日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則)に基づき行われます。

## 6 勤務条件

勤務場所	浪速区役所 生活支援課
勤務日・勤務時間・休日・休憩時間・時間外勤務	<p>① 勤務日 土・日・祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで。</p> <p>② 勤務時間・休憩時間 午前9時から午後5時30分。(休憩時間45分)</p> <p>③ 休日 土・日・祝日・年末年始。</p> <p>④ 時間外勤務 必要に応じて従事していただきます。</p>
年次休暇	<p>10日</p> <p>※任期延長となった場合、延長の期間に応じ別途付与されます。</p>
給料	<p>臨時的任用職員 給料月額：238,496円 (地域手当を含む)</p> <p>※職歴等がある方については、経歴に応じて加算される場合があります。</p> <p>※勤務実績に基づき、原則当月17日に支給します。ただし、支給日が休日に該当する場合はこの限りではありません。</p>
その他	上記以外の勤務条件について基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については採用決定後、お知らせします。

## 7 募集要項・申込書の取得方法

配布場所	<p>大阪市浪速区役所生活支援課 (区役所5階51番窓口)</p> <p>大阪市浪速区役所ホームページ</p>
------	---

## 8 試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより、成績をお知らせします。

試験不合格者の得点及び順位については、令和8年6月22日(月曜日)から令和8年6月26日(金曜日)の間で(平日午前9時00分～正午、午後1時00分～午後5時00分)、大阪市浪速区役所総務課(総務)内において開示しますので、受験者本人を証明できる書類(顔写真の添付のあるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート又は学生証等)を持参のうえ、口頭で申し出てください。

## 9 備考

- ① この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ② 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ③ 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

**\*この試験についての問い合わせは**

**【職務内容について】**

大阪市浪速区役所生活支援課（担当：辻本、楠元）

〒556-8501

大阪市浪速区敷津東1-4-20 浪速区役所5階51番窓口

電話番号 06-6647-9870

**【職務内容以外について】**

大阪市浪速区役所総務課（総務）（担当：細口）

〒556-8501

大阪市浪速区敷津東1-4-20 浪速区役所6階63番窓口

電話番号 06-6647-9625

〔 最寄り駅：各交通機関「なんば」駅から徒歩12分  
地下鉄「大国町」駅から徒歩7分 〕

(参 考)

地方公務員法（抜粋）

〔欠格条項〕

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者